

新 (R7. 1. 20 適用版)	現 行
<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係設計業務委託共通仕様書 (令和7年1月20日)</p> <p style="text-align: center;">第4章 その他</p> <p><u>4. 9 業務情報共有化 (業務情報共有システム (ASP))</u></p> <p><u>受注者は、監督員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u></p> <p><u>また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、情報共有システム (ASP) を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。</u></p> <p><u>なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係設計業務委託共通仕様書 (令和6年10月15日)</p> <p style="text-align: center;">第4章 その他</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>